

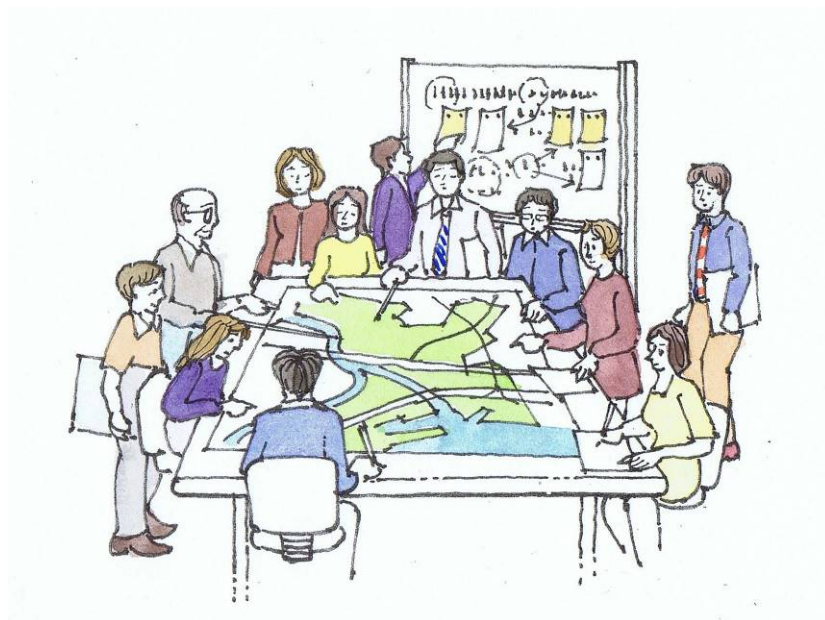
第6章 計画の推進

第1節 計画の周知

本計画の推進には、市民・事業者・市が環境の保全及び創造に関して共通した認識を持ち、連携してそれぞれの役割分担を果たしていく必要があります。

本計画については、市川市環境白書や市 Web ページに掲載するほか、概要版を作成し、学校や自治会、商店会等の団体に配布するなど、様々な主体を対象に周知を図ります。

さらに、市民生活や事業活動の様々な場面や機会を通じて情報の提供や啓発活動に努め、本計画の推進につなげます。



第2節 推進体制の整備

本計画を積極的に推進し、実効性のあるものとするため、関係部署をはじめ、市民・事業者・関係機関などと連携・協働し、総合的に推進する体制を整備していきます。(図5-1)

(1) 市川市環境調整会議

本計画に掲げた施策の推進は、市川市環境基本条例に基づき設置された「市川市環境調整会議」において、本計画の策定に関する事項や市が行う施策における環境の保全及び創造への配慮に関する事項などを総合的に調整し、推進していきます。(市における調整)

(2) 市川市環境審議会

本計画の策定・改定に際して、環境施策全般に対する様々な専門的分野からの意見が必要となるため、学識経験者や市民の代表者等から構成される「市川市環境審議会」に、基本的事項の変更や進行状況などについて報告し、環境施策への助言・提言を求めていきます。(専門的分野からの審議・助言)

(3) 市川市環境市民会議

本計画を推進するため、必要に応じて公募市民・事業者等で構成される環境市民会議を開催し、本会議からの意見等を環境施策に反映します。(市民・事業者等との協働)

(4) 市川市地球温暖化対策推進協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市川市地球温暖化対策推進協議会を設置しています。(以下、「協議会」という。)

この協議会は、市民・事業者・関係団体や市など、様々な主体が構成員となって、日常生活における温室効果ガスの排出抑制などに関して必要な措置について協議し、協働で具体的な対策に取り組んでいきます。(市民・事業者等との協働)

(5) 広域的連携

東京湾や河川の水質に関する問題、地球環境問題や自動車交通公害問題など、広域的な環境問題に対して取り組むため、国や千葉県はもとより、近隣自治体等と連携し、推進を図っていきます。(国・県や近隣自治体等との協力)

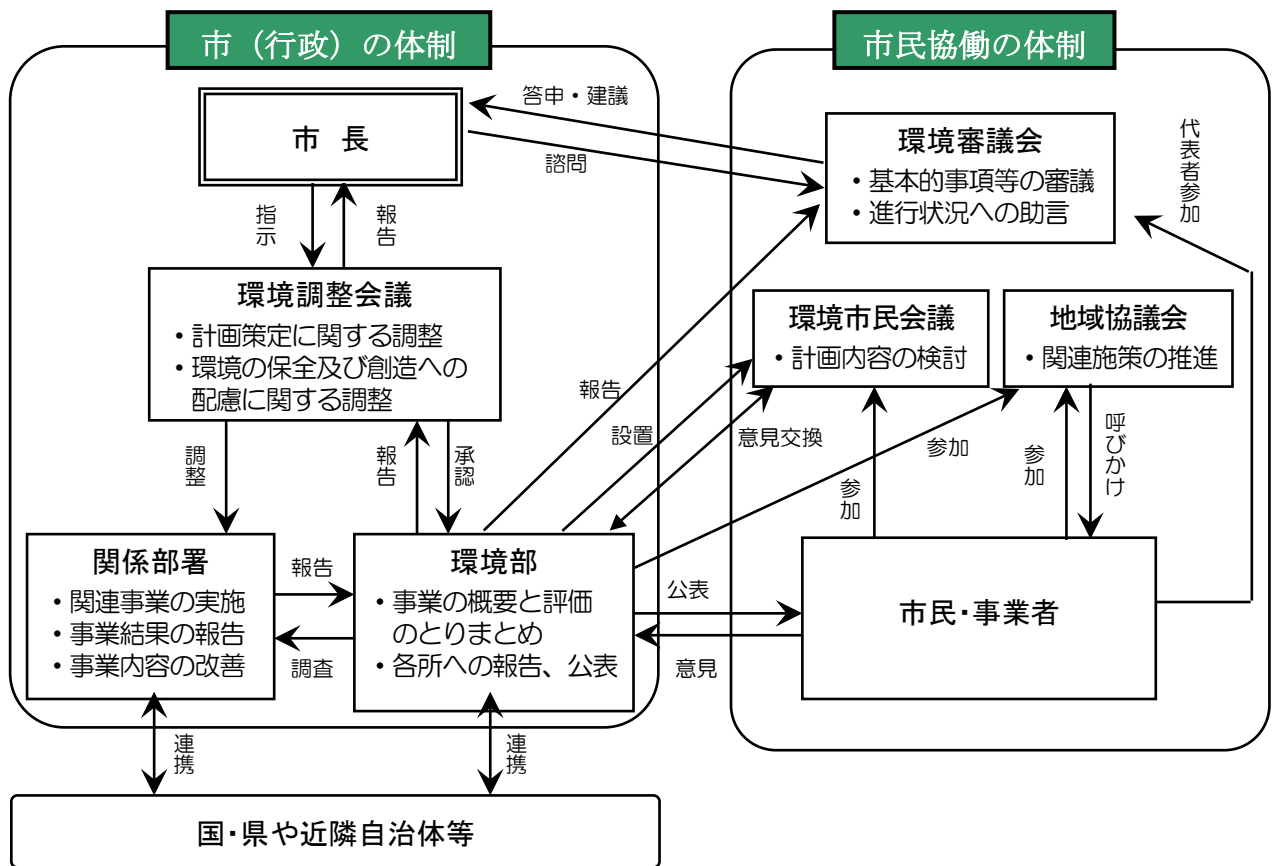


図5-1 推進体制の相関図

第3節 進行管理

(1) 進行管理

本計画の基本目標である『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』を実現していくには、本計画の進捗状況を把握し、的確に対応していくことが大切です。事業の実施にとどまらず、達成状況についてPDCAサイクルを活用しながら積極的に進行管理を行い、目標の達成度の評価と更なる改善を行います（図5-2）。

また、計画立案(Plan)においては環境審議会、環境市民会議への参加やパブリックコメントの実施、施策の実施(Do)においては環境活動推進員・じゅんかんパートナーや環境学習の講師、地域清掃等への参加、点検・評価(Check)においてはアンケート等を通じた評価、改善(Action)においては環境市民会議等における改善提案など、PDCAの各段階において市民・関係団体・事業者等の意見の反映と参加を図ります。このように、各主体の自主的な取り組みと連携を両輪として、本計画を推進していきます。

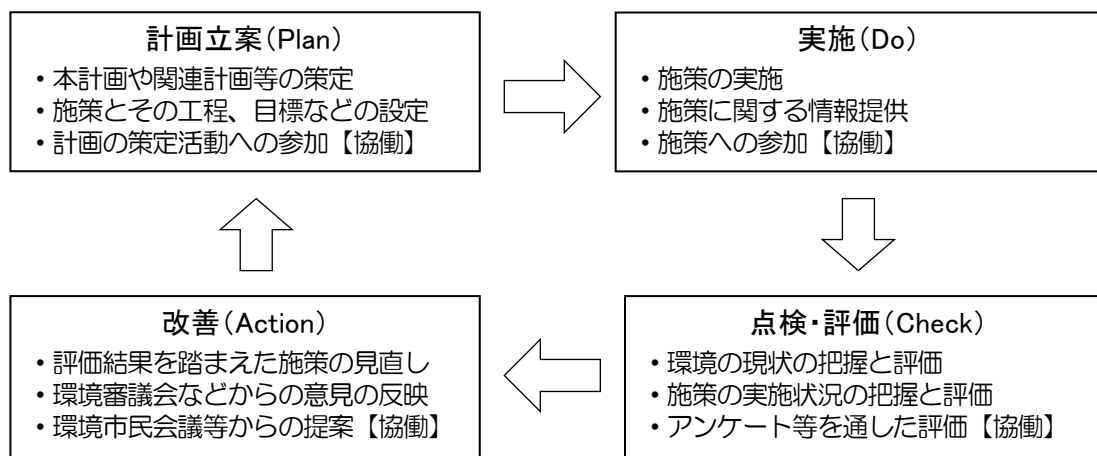


図5-2 進行管理のPDCA サイクル

(2) 点検と指標








本計画の実効性を確保するため、施策の進捗状況などを把握する必要があります。そこで、施策の方向において指標を掲げ（表5-1、5-2）、その進捗については各施策を所管する関係部署による点検結果を踏まえ、毎年、公表します。

この結果を分析し、必要に応じて新たな取り組みや今後の計画の見直しに反映させていきます。

表5-1 第三次市川市環境基本計画進行管理表①（地球環境、資源循環・廃棄物、自然環境）

	施策の分野	施策の方向	項目	指標	直近値 (令和元年度)	目標値(※) (令和12年度)
地球環境	地球温暖化の防止	温室効果ガスの排出削減	温室効果ガス排出の実態把握	市全体での二酸化炭素排出量	3,176 千t-CO2 (平成29年度)	2,124千t-CO2 2,516 千t-CO2 (令和7年度)
		再生可能エネルギー利用の推進	再生可能エネルギー設備の普及	太陽光発電システム設備（10kW未満）の設置容量	17,512kW	28,000kW 23,000kW (令和7年度)
		二酸化炭素吸収源対策の推進	緑地などの保全	緑のボランティア団体による緑地保全活動延べ面積	310ha	➔
	市有緑地の面積			76.09ha	➔	
	地球温暖化への備え	気候変動による影響への適応	—	—	—	—
資源循環・廃棄物	3Rの推進	廃棄物の発生及び排出の抑制	ごみ排出量の状況	市民一人1日あたりのごみ排出量	771g	➔ 760g (令和6年度)
		資源の循環的な利用の推進	資源の循環的利用	資源化率	17.1%	➔ 27% (令和6年度)
	廃棄物の適正処理の推進	廃棄物の適正処理の確保	不法投棄の状況	ごみの最終処分量	14,427t	➔ 7,200t (令和6年度)
		一般廃棄物処理体制の整備	ごみの最終処分量			
自然環境	生物多様性の保全再生（自然環境の保全再生）	生物多様性の保全再生	自然環境の実態把握	河川等水生生物調査結果における生息種類	110種 (平成30年度)	➔
				鳥類ラインセンサスシンボル種の確認数	1,465羽	➔
	生き物の生息の場の保全再生	緑地などの保全	市有緑地の面積	76.09ha	➔	

表5-2 第三次市川市環境基本計画進行管理表②（自然環境、生活環境、協働）

	施策の分野	施策の方向	項目	指標	直近値 (令和元年度)	目標値(※) (令和12年度)
自然環境	自然とのふれあづくり	水や緑とのふれあいの場の確保	公園等の整備	市民一人あたりの都市公園面積	3.56m ² /人	 4.73 m ² /人 (令和7年度)
		都市農業の振興				
		都市型水産業の振興				
生活環境	生活環境の保全	大気環境の保全	環境基準の達成状況	大気環境の環境基準	資料編 P90、91 参照	環境基準の達成 及び 年平均値 
		水環境の保全		水環境の環境基準		
		地質環境の保全		地質環境の環境基準		
		騒音、振動及び悪臭の防止		騒音の環境基準		
		化学物質等の適正な管理		化学物質等の環境基準		
	放射線量低減対策の推進	追加被ばく線量の低減	空間放射線量	0.23 μSv/時未満	0.23 μSv/時未満	
	安全・安心で快適な生活環境の整備	環境にやさしいまちづくり	住み良いまちづくり	ガーデニングボランティア活動の参加者数	972人	
汚水処理人口普及率				87.8%	 93% (令和6年度)	
都市計画道路の整備率				61.0%		
協働	環境学習の推進	環境学習の実施	自然環境講座等の実施	生物多様性に関する講座への参加者数	55人/年	200人/年 160人/年 (令和7年度)
		環境学習推進体制の整備	こどもの環境活動の支援	いちかわこども環境クラブの登録団体数	29グループ	
	環境活動への参加の促進	環境情報の提供	エコライフの啓発	環境活動推進員の活動回数(啓発人数)	17回 (1,488人)	
		環境に配慮した活動の促進		いちかわ環境フェアの開催	いちかわ環境フェアの出展者数・参加者数	45団体 (15,000人)

※目標値欄の小枠内の数値は、指標の短期目標を示しています。

(3) 計画の見直し

本計画は、計画期間の中間時点を目処に、内容や進捗状況について評価を行うとともに、今後の国内外における社会情勢の変化などに柔軟かつ適切に対応して、必要に応じて本計画の見直しを行います。

